

# 入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成26年2月6日

支出負担行為担当官 茨城労働局総務部長 河野 純伴

## 1. 調達内容

### (1) 調達件名

庁舎LED照明化改修工事（県北地区）

### (2) 業務内容及び工事場所

庁舎内照明器具のLED照明化改修工事

日立労働基準監督署 日立市幸町2-9-4

日立公共職業安定所 日立市若葉町2-6-2

常陸大宮公共職業安定所 常陸大宮市野中町3083-1

高萩公共職業安定所 高萩市本町4-8-5

### (3) 仕様

入札規則及び仕様書等による。

### (4) 工期

平成26年3月30日（日）

### (5) 入札方法

落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行う。

①入札者は、調達件名の本体価格のほか、業務の履行に要する一切の諸経費を含めて契約金額を見積るものとする。

②落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の105分の100に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。（消費税抜きの金額を

入札書に記載。税込みの金額が契約金額となる。)

(6) 入札保証金及び契約保証金

免除

2. 競争参加資格に関する事項

(1) 予算決算及び会計令第70条及び71条に規定される次の事項に該当する者は、競争に参加する資格を有さない。

①当該契約を締結する能力を有しない者(未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く)及び破産者で復権を得ない者。

②以下の各号のいずれかに該当し、かつその事実があった後2年を経過していない者。

(ア) 契約の履行にあたり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。

(イ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者。

(ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者。

(エ) 監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者。

(オ) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者。

(カ) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行にあたり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者。

(2) 次のいずれかに該当する者であること。

①平成25・26年度厚生労働省一般競争(指名競争)参加資格「建設工事」の業種のうち「電気」において「C」「D」の等級に属している者。

②中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第2条第9項に規定する特定補助金等(中小企業技術革新制度(日本版SBI R)。廃止前の新事業創出促進法第2条第7項に規定する特定補助金等を含む。)の交付を受けた中小企業者等であって、本入札公告に係る物品の製造に関する技術力を証明できる者であること。

(3) 一般競争に参加する者に必要な資格の審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載した者でないと認められる者であること。

(4) 予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。

(5) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。

- (6) 労働関係法令に及び職業安定関係法令を遵守していること。
- (7) 労働保険に加入し、かつ、保険料の未納がないこと。
- (8) 社会保険に加入し、かつ、保険料の未納がないこと。
- (9) 厚生労働省大臣官房会計課長及び各都道府県労働局長から指名停止を受けていないこと。

### 3. 入札事務に関する事項

#### (1) 電子入札システムの利用

本案件は電子入札システム (<http://www.ebid.mhlw.go.jp>) にて行う。

なお、電子入札システムによりがたい者は、支出負担行為担当官に書面により申し出た場合に限り、紙入札によることができる。

#### (2) 仕様書の交付

入札仕様書の交付は、平成26年2月6日(木)から平成26年2月14日(金)16時までの間に茨城労働局総務部総務課にて手交する。

なお、入札に関する現場説明会等は実施しない。

#### (3) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒310-8511

茨城県水戸市宮町1-8-31

茨城労働局総務部総務課会計第二係

電 話 029-224-6211

FAX 029-224-6245

#### (4) 入札書受付及び開札日時(電子入札の場合)

入札書受付 平成26年2月21日(金)16時00分まで

開 札 平成26年2月24日(月)16時10分

#### (5) 入札の日時及び場所(紙入札の場合)

平成26年2月24日(月)16時00分(開札は16時10分)

茨城県水戸市宮町1-8-31

茨城労働総合庁舎2F会議室

### 4. その他

#### (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) 入札者に要求される事項

この一般競争参加にあたり、以下の書類を平成26年2月6日（木）から平成26年2月14日（金）16時までの間に提出（電子入札での参加の場合はシステムへ入力）し、入札仕様書の交付を受けなければならない。

また、入札者は支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

### ○2. (2) の①に該当する者

- ア. 厚生労働省大臣官房会計課長名による資格審査結果通知書（写）
- イ. 直近2年間の労働保険料及び社会保険料の納付を証明できる書類（領収書の写し・年金事務所長による証明等）
- ウ. 法令遵守に関する申出書【本公告に様式添付】
- エ. 暴力団等に該当しない旨の誓約書【本公告に様式添付】

### ○2. (2) の②に該当する者

- ア. S B I R 特定補助金等の交付決定通知書、委託契約書、申請書、成果報告書等の写しでS B I R の採択事業者であったこと及びその研究開発内容が当該入札物件の分野に係るものであることが確認できる書類
- イ. 研究開発の成果報告、申請する製品のカタログ等仕様を明記した資料、特許証の写し、公的試験機関に依頼した性能試験等のデータ、自己の性能試験等のデータ等、当該入札物件と同等以上の仕様の物件を製造する技術力があることを証する書類（納入実績の有無は不問）
- ウ. 直近2年間の労働保険料及び社会保険料の納付を証明できる書類（領収書の写し・年金事務所長による証明等）
- エ. 法令遵守に関する申出書【本公告に様式添付】
- オ. 暴力団等に該当しない旨の誓約書【本公告に様式添付】

## (3) 入札の無効

①本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、その他入札の条件に違反した者の提出した入札書は無効とする。また、指定された日時に来られなかった場合についても同様に無効とする。

②暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出せず、又は虚偽の制約をし、若しくは誓約書に反することとなった時は、当該者の入札を無効とする。

## (4) 契約書作成の要否

## 要

### (5) 落札者の決定方法

本公告に示した業務を履行できると支出負担行為担当官が判断した入札者であって、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

### (6) 手続きにおける交渉の有無

無

### (7) その他

本公告に記載がないことは入札規則等による。

平成 年 月 日

支出負担行為担当官  
茨城労働局総務部長 殿

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

### 法令遵守に関する申出書

庁舎LED照明化改修工事（県南地区）に係る一般競争入札参加にあたり、労働基準関係法令及び職業安定関係法令の規定に違反する事実がないこと、また、今後とも違反しないことを申し出ます。

なお、労働基準関係法令及び職業安定関係法令の規定に違反した場合又は違反した事実が判明した場合、速やかに通知することを申し出ます。

## 暴力団等に該当しない旨の誓約書

- 私
- 当社

は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

### 記

#### 1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団員の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

#### 2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

平成 年 月 日

住所（又は所在地）  
社名及び代表者名

- ※ 個人の場合は生年月日も記載すること。
- ※ 法人の場合は役員全員の氏名及び生年月日が明らかとなる資料を添付すること。